

項 目	海部西部圏域ガイドライン 内容	ひとまち生活ネット津島	可否
運送主体	(1)特定非営利活動法人 (2)一般社団法人または一般財団法人 (3)地方自治法に規定する認可地縁団体 (4)農業協同組合 (5)消費生活協同組合 (6)医療法人 (7)社会福祉法人 (8)商工会議所 (9)商工会 (10)営利を目的としない法人格を有しない社団 【条件】 法第79条の4第1項第1号から第4号に該当しないこと。	(1)特定非営利活動法人 該当していない。 宣誓書にて確認	○
運送対象	(イ)身体障害者福祉法に規定する身体障がい者 (ロ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者 (ハ)障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する知的障がい者 (ニ)介護保険法に規定する要介護認定を受けている者 (ホ)介護保険法に規定する要支援認定を受けている者 (ヘ)介護保険法施行規則の基準(基本チェックリスト)に該当する者 (ト)その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がい者を有する者(自閉症、学習障がいなどの発達障がい者を有する者を含む。) 【条件】 次の①及び②の要件を備えていること。 ①他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人であること。 ※(ロ)(ハ)(ホ)(ヘ)(ト)に該当する者においては、付添い、見守り等の介助なしには公共交通機関の利用が困難である者を含む。 ②運送を実施する法人等へ利用登録をしていること。	(イ)身体障がい者 3人 (ロ)精神障がい者 2人 (ハ)知的障がい者 0人 (ニ)要介護認定者 7人 (ホ)要支援認定者 1人 (ヘ)基本チェックリスト該当者 0人 (ト)その他の障がい者を有する者 6人 (合計 19人)	○
使用車両	(イ)寝台車 (ロ)車いす車 (ハ)兼用車 (ニ)回転シート車 (ホ)セダン等 【条件】 次の①及び②の要件を備えていること。 ①乗車定員が11人未満であること(軽自動車を含む) ②運送を実施する間、運送主体が車両の使用権原を有すること。	(イ)寝台車 0台 (ロ)車いす車 0台 (ハ)兼用車 0台 (ニ)回転シート車 0台 (ホ)セダン等 3台 (内 軽自動車2台) 車検証により確認 【参考 別紙1】	○
運転者	(1)第2種運転免許を受けている者 (2)第1種運転免許を受けており、安全運転・乗降介助等に関する国土交通大臣が認定する講習を受講するなど十分な能力及び経験を有している者 【条件】 次の①及び②の要件を備えていること。 ①申請日前2年間、運転免許停止処分がないこと。 ②福祉自動車以外の自動車を使用する場合は、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかに掲げる要件を備えていること。	第2種運転免許 2人 第1種運転免許 2人 免許証、修了証明書、終了証、運転記録証明書により確認 【参考:別紙2】	○
損害賠償	対人8,000万円、対物200万円以上の任意保険等に加入していること。	全車両加入している。 保険証券の写しにより確認 【参考:別紙1】	○
運送の対価	タクシーの上限運賃の概ね2分の1以下であること。	概ね2分の1以下 【参考:別紙3及び別紙4】	○
管理運営体制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。	整備されている。	○